

## 長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、その所有者が行うブロック塀等を除却する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「ブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

(補助金の交付対象)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等（以下「危険なブロック塀等」という。）の全て（除却できないやむを得ない事情があると市長が認める箇所があるときは、当該箇所を除く。）を除却する事業とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する道路等に面するブロック塀等であること。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）による道路（幅員4メートル以上のものに限る。）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する道路又は2項道路（同条第2項の規定により市長が指定した道をいう。以下同じ。）

ウ 通学路（児童又は生徒が小学校又は中学校に通学するため使用する道路又は道で、安全を確保する必要があると長野市教育委員会が認めるものをいう。）

(2) 次のア又はイのいずれかに該当するブロック塀等であること。

ア 法第10条第1項又は第3項に規定する建築物に該当するブロック塀等

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に定める技術的基準に適合しないブロック塀等で、道路面からの高さが1メートルを超えるもの（市長が適当でないと認めるものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、災害等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、通行人に対し危険な状態であると市長が認めたブロック塀等は、危険なブロック塀等とみなして補助金の交付の対象とするものとする。

(対象経費及び補助金額)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、危険なブロック塀等の除却に要する費用とする。

2 補助金の額は、危険なブロック塀等の除却に要する費用の額又は除却する危険なブロック塀等の長さ（メートル単位に換算した長さとする。）の合計に1万6,000円（基礎の除却を行わない場合にあつては、1万円）を乗じて得た額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、5万円を限

度とする。

(補助金の交付条件)

第5 補助金の交付の条件は、2項道路に面するブロック塀等を除却する場合にあつては、同項の規定により道路境界線とみなされる線までの部分の敷地について、原則として市に寄附すること又は市の適正な価格による売渡しの要請に応ずることとする。

(補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 案内図
- (2) 縮尺 200分の1以上の工事場所の配置図
- (3) 工事費見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市ブロック塀等除却事業変更承認申請書(様式第2号)
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市ブロック塀等除却事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)
- (実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市ブロック塀等除却事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事工程写真
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に決める。

附 則（昭和62年4月27日長野市告示第56号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和63年9月2日長野市告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年1月21日長野市告示第30号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、平成26年11月22日から適用する。

附 則（平成30年7月10日長野市告示第368号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行われた交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。